

第4回定例会

議案第64号

安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日

安芸高田市長 藤本 悅志

安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

安芸高田市事務分掌条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下本則において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 (略) (部の分掌事務)	第1条 (略) (部の分掌事務)
第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 アからキまで (略)	第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 アからキまで (略) 久 <u>電子計算組織の運営に関する事項</u>

ク (略)
ケ (略)
(2) 企画部
アからケまで (略)
ユ 電子計算組織の運営に関する事項
サ DXの推進に関する事項
(3) から (6) まで (略)

第2条の2 (略)

(課の設置)

第3条 部及び監に次の課を置く。

危機管理監
危機管理課

総務部
総務課
秘書広報課
財産管理課

企画部
財政課
政策企画課
DX推進課

市民部
市民課
税務課
環境政策課

ク (略)
ケ (略)
(2) 企画部
アからケまで (略)
(3) から (6) まで (略)

第2条の2 (略)

(課の設置)

第3条 部及び監に次の課を置く。

危機管理監
危機管理課
総務部
総務課
秘書広報課
財産管理課
企画部
財政課
政策企画課

市民部
市民課
税務課
社会環境課

<p><u>人権多文化共生推進課</u></p> <p>福祉保健部</p> <p>社会福祉課</p> <p><u>健康推進課</u></p> <p><u>こども家庭センター</u></p> <p>保険医療課</p> <p>産業部</p> <p>地域営農課</p> <p>農林水産課</p> <p>商工観光課</p> <p>建設部</p> <p>管理課</p> <p>建設課</p> <p>下水道課</p>	<p>福祉保健部</p> <p>社会福祉課</p> <p><u>児童保育課</u></p> <p><u>健康・こども未来課</u></p> <p>保険医療課</p> <p>産業部</p> <p>地域営農課</p> <p>農林水産課</p> <p>商工観光課</p> <p>建設部</p> <p>管理課</p> <p>建設課</p> <p>下水道課</p>
<p>第4条及び第5条 (略)</p>	<p>第4条及び第5条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正)
- 2 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例(平成19年条例第14号)の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。
 - (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第7条まで (略) (庶務) 第8条 委員会の庶務は、福祉保健部 <u>健康推進課</u> において処理する。	第1条から第7条まで (略) (庶務) 第8条 委員会の庶務は、福祉保健部 <u>健康・こども未来課</u> において処理する。
第9条 (略)	第9条 (略)

(安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 安芸高田市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第6条まで (略) (庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部 <u>こども家庭センター</u> において処理する。	第1条から第6条まで (略) (庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部 <u>児童保育課</u> において処理する。

第8条 (略)

第8条 (略)

(健康あきたかた 21 計画策定委員会設置条例の一部改正)

4 健康あきたかた 21 計画策定委員会設置条例(令和 5 年条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第6条まで (略) (庶務) 第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部 <u>健康推進課</u> において処理する。	第1条から第6条まで (略) (庶務) 第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部 <u>健康・こども未来課</u> において処理する。
第8条 (略)	第8条 (略)